

(国際経済・外交に関する調査会)

国際経済・外交に関する調査報告要旨

本調査会は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成二十八年九月二十六日に設置され、調査テーマを「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」と決定し、三年間活動を行ってきた。

三年目においては、「文化、人的交流などのソフトパワーを活用した信頼醸成の取組の課題」及び「SDGs、パリ協定などの国際公約を推進、実施する国内体制構築への課題」について、参考人からの意見聴取・質疑のほか、大阪府及び京都府への委員派遣及び委員間の意見交換を行うなど調査を進め、五月二十二日、提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。その提言の主な内容は次のとおりである。

一、我が国のパブリックディプロマシーに関する基本的な考え方

我が国は安定した平和国家というイメージを広げていくことを文化外交の基本に据えていくべきである。文化外交に当たっては、ベースとなる共通規範を踏まえた取組が求められ、きめ細かく対象を検討し、評価や反応をしっかりと検証しつつ行っていく必要がある。さらに、社会科学分野等での知的交流も推

進すべきである。加えて、相手国の人々に直接働き掛ける上での日本語普及の重要性を踏まえ、外国の地方における普及活動等の取組を更に強化すべきである。

## 二、平和の基礎となる信頼醸成に向けた人的交流の促進

対立と排除を乗り越え、平和を実現する上で、市民社会等が潜在力を発揮するため、文化交流を草の根レベルで促進すべきである。国は、交流促進の環境づくり等の後方支援を中心に役割を果たすとともに、政治問題と区別して、民間交流を継続することの重要性について発信していくべきである。

## 三、ソフトパワーとしての文化の活用に向けた取組

ソフトパワーの源泉としての文化の価値が高まっていることを踏まえ、異なる文化を背景として持つ人と人が、共同で行う取組を通じて、深い信頼関係を構築できる民間レベルの交流を後押しするとともに、そうした取組が持続できるよう、公的支援の仕組みを整えていくべきである。また、日本人自身が自国の文化を見つめ直し、文化の担い手に対して敬意を表することも重要であり、教育等を通じて国民レベルでの意識の涵養に一層努めるべきである。

## 四、インバウンドをいかすための取組

全国の国際空港や港湾等におけるC I Q体制の整備等の取組を強化すべきである。また、自治体等は、観光地等において、外国人の増加が日本人の減少等につながらないよう、魅力的な交流行事の開催やマナーなどの日本文化を外国人に周知する取組を進めるべきである。さらに、各地域社会の特性をいかした多様性のある多文化共生社会の実現に向けて、政府においても、必要な支援を強化すべきである。

#### 五、国際的行事の開催を通じた発信、外交力の強化

G 20大阪サミット等の国際会議では、我が国の問題意識や価値観などを世界に問う重要な場となることを踏まえ、我が国が知見や経験を有する問題を中心に、関連する国際会議を積極的に主催し、問題解決に向けてリーダーシップを発揮すべきである。また、オリンピック・パラリンピックや万博のような機会をいかし、歴史、文化などの我が国の魅力を発信していきけるよう、日本人自身がその価値をしっかりと理解するとともに、学校教育などでの更なる取組のほか、来日する外国人を通じ、日本に対する具体的な興味や関心を把握し、今後の文化外交等にいかしていくための取組が必要である。

#### 六、グローバルな課題解決に向けて我が国が果たすべき役割

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、我が国が知見と強みを有する国際協力の分野の取組

を進めていくために、質及び量の両面からODAの拡充を図っていくとともに、ジェンダー平等等の我が国自身による取組が十分でなかった分野についても、取組を促進していくべきである。また、パリ協定が求める長期戦略を早期に策定するとともに、省エネ・再エネ技術等を国際協力を通じて開発途上国とも共有することにより、アジア太平洋地域におけるパリ協定の目標実現に向けた牽引役となるべきである。

#### 七、持続可能な開発目標の推進に向けた国内体制の構築

SDGsやパリ協定に対する幅広い理解や支持を広げていくため、一般国民、教育機関、企業、地方自治体等、対象に応じた目的やアプローチの仕方を検討するとともに、国家戦略としてのSDGsの具体策について、国会で活発に議論し、SDGs推進基本法の制定や決議等について、検討を行うべきである。

#### 八、NGOなど多様な主体との効果的な連携に向けた取組

深刻化する国際的な課題の解決に不可欠となっているNGOなどの多様な主体との連携等を効果的に進めるため、政策立案を見据えたNGO等との協議の質量両面での充実、外務省を始めとする政府機関とNGOとの間の人材交流やNGOへの資金提供の柔軟化等に加えて、議会とNGOとの間の交流を活発化させ、NGOの意見を議会の中にも取り入れていく仕組み等について、検討を進めていくべきである。